

# 地域資源活用による農業展開と 地域自給圏の創出

—政策提言「地域資源活用で中山間農業の  
イノベーションを！」を踏まえて—

客員研究員 蔦谷栄一

## 〔要 旨〕

TPPは漂流する可能性もあるとはいえ、グローバル化に対応した日本農業のあり方が問われている。方向は“攻めの農林水産業”ではなく、多様な担い手と多様な農業による地域農業を基本に技術集約的で適地適作による多品種少量生産による付加価値重視の農業だ。

すなわち地域農業による農業・農村を一体化させてのローカルからの対抗であり、そのキーとなるのが地域資源の活用である。

放牧や地形に対応した水田フル活用、景観づくり等がポイントになるが、我が国には多様な地域資源が豊富に存在する。

農業に暮らしも含めて、地域全体で循環と自給部分を膨らませて地域自給圏を創出していくことは、究極の地域資源活用の姿であり到達点でもある。

地域資源活用型農業は自立経営を基本にするが、農業の「多面的公益機能」に着目した交付金制度の整備が望まれる。

## 目 次

### はじめに

#### 1 日本農業の方向性

- (1) 土台あつての農業
- (2) 特質を生かした農業
- (3) 品質等による差別化
- (4) 地域農業としての展開

#### 2 地域資源とは

- (1) 地域資源の定義等
- (2) 地域資源についての整理
- (3) 地域資源と風土

#### 3 今、何故、地域資源か

#### 4 地域資源活用による農業展開

- (1) 中山間地域農業再生・振興方策

#### (2) 政策支援その他

#### 5 地域資源活用型農業のポイント

- (1) 放牧畜産の振興
- (2) 地形別対応型水田農業
- (3) 特産品化・高付加価値化
- (4) 森里海の連環そして循環
- (5) 景観づくり

#### 6 日本農業辺境論そしてコミュニティ農業

- (1) 日本農業辺境論
- (2) コミュニティ農業

#### 7 地域循環そして地域自給圏創出へ

#### おわりに

## はじめに

TPP交渉は「最後の閣僚会合」を想定してこの7月末に開催されたが、結局は大筋合意には至らずに終了した。TPPが長期漂流する可能性もあるが、これで農産物市場開放圧力が弱まると考えるのは早計であり、依然として予断は許されない状況にあると考えたほうがいい。いったん停滞することはあったとしても、手を変え品を変えて引き続き市場開放を迫ってくる流れに変わりはないと考える。

自由貿易のメリットが盛んに喧伝されているものの、「TPPは社会的共通資本を破壊する」との経済学者・宇沢弘文の言葉が象徴するように、地域を分断し、農業・農村の崩壊をもたらし、かろうじて残る自立・共生・協同の世界を根こそぎにするものである。

その意味ではあらためてグローバル化時代における日本農業のあり方が問われているといえることができる。“攻めの農林水産業”に象徴されるように、グローバル化に対応して個別農家の規模拡大による生産性向上をはかっていくことも一つの方策ではあるが、むしろ多様な担い手と多様な農業による地域農業を基本に小規模・家族経営であることを生かした技術集約的で適地適作による多品種少量生産により付加価値を造成していく。そして農業・農村、生産と暮らしを一体的にとらえて守っていくべきというのが筆者の考えである。

本稿は日本農業の方向性を確認したうえで、日本農業の展開イメージを明らかにすることをねらいとするが、そのキーとなるのは地域資源であり、地域資源を活用しての農業展開とあわせて生活・暮らしも含めた自給圏を創出し、地域循環を膨らませていくことによって地方分権型の社会を構築していくことが、成熟化社会における日本の役割でもあることを強調する。

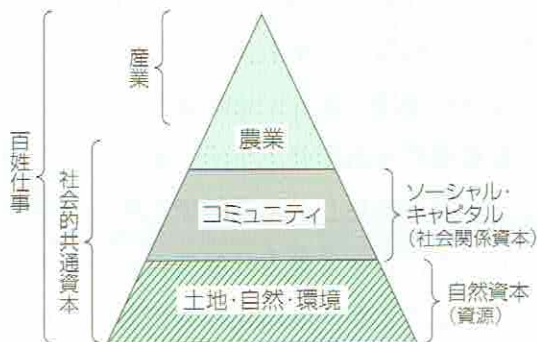
## 1 日本農業の方向性

日本農業の方向性については、地域農業による持続的循環型の農業をベースにしての、品質等を重視した技術集約的で適地適作による多品種少量生産が基本であると考ええる。これについては拙著等で再々論じてきていることから、ごくポイントのみ簡記する。

### (1) 土台あつての農業

農業は食料を安定供給していくところに最大の役割があり、安定生産が絶対要件となる。安定生産を確保していくためには、持続的で循環型であることがきわめて重要であり、農業を成立させる土台となっているコミュニティ（共同体）や土地・自然・環境を維持していくことが必要である（第1図）。これら土台は農業収入とは直結しない“百姓仕事”によって維持されているものであり、“百姓仕事”を持続・継続させていくためには、まずはこれについての評価が欠かせない。農業の土台となるコミュニティ

## 第1図 農業・コミュニティ・自然等の関係性



資料 筆者作成

や土地・自然・環境は、社会的共通資本と  
言い換えることもできる。

### (2) 特質を生かした農業

農業は自然と一体化したものであるととも  
に、一定の地理的・社会的・経済的等の  
条件の下で成立しており、おのずと国によ  
り、地域によって、そこでの農業の特質は  
異なってくる。日本農業の特質は次のよう  
に整理することができる。

- ①豊富な地域性・多様性
- ②極めて高い水準の農業技術
- ③高所得かつ安全・安心、健康に敏感な  
大量の消費者の存在
- ④都市と農村とのきわめて近い時間距離
- ⑤里地・里山、棚田等のすぐれた景観
- ⑥豊かな森と海、そして水の存在

これらの特質を生かしていくことが重要  
であるが、特に本稿との関連からすると、  
①の豊富な地域性・多様性を生かしていく  
ことが最大のポイントとなる。そしてこれ  
を生かしていくための、②高水準の農業技  
術を重視していくとともに、③、④、⑤を

生かしての都市農村交流や産消提携をすす  
めていくことが肝要である。

### (3) 品質等による差別化

農業（農産物）の持ついくつかの要素を  
重ねて図示したのが第2図で、これが示す  
ように主食を中心に政策支援を前提にして  
安定供給していく方向と、品質・安心、コ  
ミュニケーション等を生かして自立経営を  
基本に市場で競争していく方向とがあり得  
る。前者は穀物中心でグローバル市場での  
価格競争を前提とするが、後者は野菜等穀  
物以外のものを中心に、品質やコミュニケ  
ーション等による差別化を基本とする。

前者は食料安全保障を前提としての政策  
支援なくしては成立しがたいが、後者は市  
場ベースでの競争社会に置かれるものの、  
グローバルな競争にさらされることは相對  
的に少ないといえる。

第2図 農業(農産物)の諸要素と方向性



資料 筆者作成

### (4) 地域農業としての展開

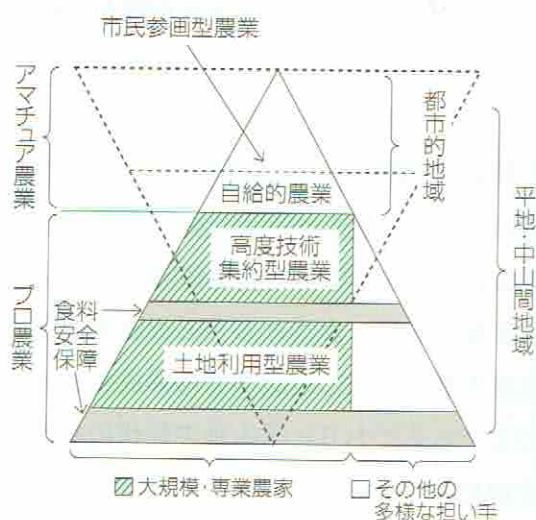
第2図のように二つの方向性が示される  
が、下向きの矢印は米を中心とした土地利

用型の基礎食料生産が主たる対象になり、上向きの矢印は野菜・果樹・畜産等の商品性の高い農畜産物が対象となる。いずれの方向にある農畜産物も現代の消費生活には欠かせないものである。同時に地域の中にある農地を有効活用していくためには農地の置かれた条件によって二つの方向性を組み合わせ、地域全体としての効率を高めていくことが必要となる。

このため第3図が示すように地域農業として土地利用型農業と技術集約的農業を組み合わせることが必要であり、同時に専業農家、兼業農家、自給的農家、市民・消費者という担い手をも組み合わせることによって、多様な農地利用と多様な担い手と適切にバランスをとりながら展開していくことが求められる。

日本農業の方向性を別の表現であらためて総括しておけば、日本農業は地域農業の

第3図 多様な担い手、多様な農業による地域農業



資料 筆者作成  
 (注) 実線による三角形は面積ベース、点線によるそれは担い手数ベース。

集合体としてとらえるべき、ということになる。それぞれの地域で、その環境・条件、風土に沿って、少数のプロ農業者だけでなく、たくさんのアマチュア農業者によって多様な農業が展開されるものである。少数のプロ農家が単一作物を対象にひたすら大規模に効率一辺倒で展開する先進国型農業とは本質的に異なる。

## 2 地域資源とは

「1」で述べた日本農業の方向性は、①土台となる社会的共通資本の維持、②特質を生かした農業展開、③品質・安心、コミュニケーション等の重視、④多様な農地利用と多様な担い手を組み合わせるの地域農業としての展開、に集約される。

③、④を重視した農業は、①を土台にするとともに、②の特に地域性・多様性を生かすことに重なる。そしてこの地域性・多様性は近年、注目の度が増している「地域資源」とも重なってくる。

### (1) 地域資源の定義等

ここであらためて地域資源の定義なり概念について確認しておきたい。農業白書(平成26年版)でも第3章は「地域資源を活かした農村の振興・活性化」をタイトルに、(1)多面的機能の維持・発揮、(2)再生可能エネルギーの推進、(3)都市と農村の共生・対流、(4)都市農業の振興、から構成されているが、あらためて地域資源についての説明はなく、その概念は明確にはされ

ていない。

関連して定義的なものが明示されているのは中小企業地域資源活用促進法であり、「地域産業資源」に関する規定が置かれている。すなわち、①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品、②特産物である鉱工業品の生産技術、③地域の観光資源として相当程度認識されているもの、が地域産業資源とされている。

本稿でテーマとする地域資源ときれいに重なるものではないが、①地域の特産品、②生産技術、③観光資源、を含めて考えるべきことが示唆される。

## (2) 地域資源についての整理

地域資源については定義や概念が明確にされないまま使われているというのが実情であるが、ここでは農業の振興、農村の活性化という観点から地域資源をとらえていくにあたって重要と考えられるいくつかの点をあげておきたい。

第一に地域資源はその地域に自生、適合、あるいは深く関係していることが前提となるものである。したがっておのずとその地域性を反映・にじみ出すことになり、他の地域に対して独自性を持ち、差別化されることになる。

第二に地域資源はできるだけ広範にとらえておく必要がある。逆に言えば限定してとらえることによって地域資源であることが見逃されてしまいかねないということでもある。できるだけ広範かつ多様なものを

対象にするという意味では「ヒト・モノ・カネ」に便宜的に区分され、モノにはサービスが含まれるということになる。またヒトとモノが融合・複合して形成される文化や歴史、景観等も、忘れてならない貴重な地域資源の一つであるということができる。

第三に第二の具体化ということにもなるが、森里海の連環としてとらえることによって、多様なものが関連・関係して地域資源として再発見され価値が再評価されることにつながる。

第四に技術革新等によってあらたな用途・利用方法が開発されることによって地域資源として活用されるようになることも多い。必ずしも地域資源として認められてはいなくても、あることを契機にただそこにあつたものが地域資源として価値を持つことになる可能性もある。

第五に我が国はアジアモンスーン地帯にあり、島国で面積は狭小ながらも南北に長く、かつ中心を脊梁山脈が走り傾斜地が多いこと等から、世界でもまれな豊かな地域資源に恵まれているということができる。

## (3) 地域資源と風土

地域資源は風土と密着した関係にあるが、風土は何によってもたらされるのか。「風土学」を打ち立てようとした三沢勝衛は「風土は大地と大気の接触面」に形成されるものととらえており、①大地の起伏の有無やその程度、②土質の違い、③大気的作用、によって風土は変わり、これに④植生、<sup>(注1)</sup>が加わって風土が形成されるとしている。

そして風土を生かしての「風土産業」を起し、「連環経営」を展開していくことを薦めている。この中で、風土を生かした農業として次のような例をあげている。<sup>(注2)</sup>

- ・ やせ地という風土が生きる
  - そば、桃、桜桃
- ・ 澄んだ空気が多くの紫外線をもたらす
  - しいたけでのビタミンDの増加、豚や鯉の発育向上
- ・ 豊富な湧き水の活用—わさび
- ・ 多雪がつくる“雪産業”
  - チューリップ、竹の子、あけび、わらび
- ・ 低温を生かす—ほうれん草
- ・ 風を生かす—いんげん豆、養蚕
- ・ 地下水の保温効果を活用—稲の苗代

こうしたなかで三澤の「風土は地域によって異なるが、それに優劣はなく、どこの地方にも価値を発見し活躍させる道がある」<sup>(注3)</sup>との指摘は、地域資源について考えていくうえで上の(2)に追加すべききわめて重要なポイントである。

(注1) 三澤勝衛著作集3『風土産業』159～160頁

(注2) 同上51～61頁

(注3) 三澤勝衛著作集4『暮らしと景観』20頁

### 3 今、何故、地域資源か

近年、地域資源に注目が集まるようになってきているが、あらためて地域資源に着目することが必要となってきた理由・背景は次の3つに集約される。

第一に都市・農村交流が次第に盛んになるにともなう地域産品の創出である。高速道路等の発展もあって都市住民が農村

に足を運ぶ機会も増え、農村で直売施設や道の駅に立ち寄る者は多い。リピーターとしてまた来てもらうためには国内での競合が激化するなか、他の地域にはない特徴ある特産品的なものが必要とされることになる。

第二が“飽食の時代”となって大量消費される商品からわけありで希少性を持つ商品にニーズがシフトするなかで、地域資源に着目する動きが強まっているといえる。

第三が資源の有限性が明らかになるにしたがっての地域資源への代替需要である。石油に代わる再生エネルギーとして、菜の花を植え、収穫したナタネから搾油をし、これを利用した後の廃食油を軽油代替燃料(BDF)にリサイクルする菜の花プロジェクト<sup>(注4)</sup>がその象徴的な取組みである。食料需給がひっ迫するなかでの飼料穀物から飼料用米や草地を利用しての放牧も同様である。既存の資源との価格競争には厳しいものがあるが、持続的・循環的である再生可能資源であるところに優位性を持つ。

第四に、グローバル化にともない、先進国等にならって近代化・大規模化をすすめてはきたものの、輸入農産物とのコスト競争は困難であるとして、ローカル性を重視することによって差別化した農業のあり方を模索するなかで、あらためて地域資源に着目する動きが各地で見られる。

(注4) 1998年に滋賀県愛東町でスタートしたが、その取組みは今では全国に広がっている。

## 4 地域資源活用による 農業展開

地域資源は2(3)の三澤の風土のとらえ方からしても、起伏が多い中山間地域ほど地域性に富み地域資源は豊富であることは明らかである。一方、中山間地域は条件不利地域であり、農業では面積が狭小なうえに作業効率が悪く、競争力に乏しいとされ、限界集落化がすすんできた。

こうした実情を踏まえて日本農林漁業振興協議会<sup>(注5)</sup>は本2015年2月、「地域資源活用で中山間農業のイノベーションを！」なる政策提言を行った。これは「中山間地域は地域資源の宝庫」を基本認識にして、地域に根ざした先端的経営者の立場から、中山間地域農業を変革して活力を取り戻し、所得と雇用を確保していくための対策等について取りまとめたものである。筆者はこのために設けられた中山間地域問題研究委員会<sup>(注6)</sup>で主査として提言のとりまとめ・執筆にあたってきた経過があることから、地域資源活用による農業展開の具体的なイメージとして、この政策提言に盛り込まれている中山間地域農業再生・振興方策と政策支援その他の概要を取り上げてみたい。

(注5) 日本農林漁業振興協議会は、天皇杯等を受賞した農林漁業者が情報交換、政策改革提言をねらいに自らが拠出して設けた組織である。

(注6) メンバーは委員長 渡辺好明(全国農地保有合理化協会会長、元農林水産事務次官、元小泉内閣総理大臣補佐官)、主査 薦谷栄一(農林中金総合研究所客員研究員、農的社會デザイン研究所代表)、委員 大賀圭治(東京大学名誉教授、日本農業研究所客員研究員)他

### (1) 中山間地域農業再生・振興方策

#### a 中山間地域の特性を生かしての農林漁業の再生と多業型経済の振興

- ・放牧畜産を基軸とした地域有畜複合経営の振興(山林原野、耕作放棄地、河川敷地などの未利用資源を活用した放牧による粗飼料自給型畜産の確立)
- ・地形に対応しての水田フル活用(水田を一律ではなく、棚田等傾斜地水田、緩傾斜地水田、平坦な水田に区分し、地域別の特性を生かした水田農業の展開)
- ・畑作複合農業と高付加価値化(立地条件を生かしての野菜・果樹・山菜等の生産と、麦・大豆・野菜等の輪作体系を尊重しての地力の維持。身の丈に合った6次産業化の推進による付加価値の造成・実現と輸出促進)
- ・国民を巻き込んだ多様な地域農業の展開(文化を含めた地域特性を生かしての産地化や6次産業化、農業体験や食育体験の場の設置・提供、福祉・介護とも連携しての農作業の場の提供)
- ・あらたな兼業農家も含めた多様な担い手の創出(法人化により外部からの新規就農者を獲得していくとともに、高齢者でも農業を分担できる仕組みの整備。多様な副業を行いながらの半農半Xによるあらたな兼業農家の育成・確保)
- ・地域マネジメント機能の強化(中長期的視点に立っての地域農業デザインにより、多様な担い手による多様な農業を地域農業として展開。このためには地域おこし協力隊をはじめとする地域マネジメントや人材

の確保と同時に市町村や農協との連携が不可欠。特に農協のリーダーシップ発揮が大きな課題)

**b 国民・消費者の理解・支持の獲得と参画が可能で、国民共有の財産としての環境にやさしく地域循環が可能な農林漁業の創出**

- ・都市・農山村交流拡大と都市住民・企業との連携による国民皆農(棚田保全、クラインガルテン・市民農園、田・畑・山林等のオーナー制度、グリーンツーリズム、エコビレッジ<sup>(注7)</sup>等、企業をも含めた国民が多様な接点を持ち、多少なりとも農業に参画していけるような多様な取組みの展開。あくまで内発的な展開を前提とする)
- ・アトラクティブな「美しい農山漁村づくり」(ヨーロッパに比肩する里山や棚田等の景観を維持していくため、緑の創出、農場をはじめとする身近な環境の整備・美化。都市住民はもちろんのこと、外国人観光客の誘致にもつなげる)
- ・環境保全型農林漁業の徹底(環境への配慮と持続性を目に見える形で示していくため、消費者をも巻き込んだ生きもの調査の実施と、生態系の保全・回復をはかっていくとともに、環境保全型農業による農産物の付加価値実現が必要)
- ・再生エネルギー資源の活用(耕作放棄地を活用しての太陽光発電や風力発電、畜産廃棄物等を利用してのバイオマス発電、間伐材等を活用しての木質ペレット化、小水力発電への取組みと、その前提としての電

力固定買取制度の継続)

- ・森林の適切な維持管理による国土・自然環境の保全と野生生物との共生(伐採・利用期を迎えている人工林の循環的利用と森林経営の環境整備が不可欠であり、特に林道網の整備が必要。また針広混交林化をすすめる「実のなる木」を増加させることによる鳥獣被害の抑制や鳥獣との共生を推進)
- ・森里海の連環確保・推進(農業サイドも水源確保のための植林や手入れに参画。環境保全や生物多様性維持等への取組強化)

(注7)エコビレッジは、有機農業、水の循環的利用、糞尿分離等の導入・取組みをはかり持続的な町づくりを目指すもので、ヨーロッパ等で広がりを見せている。

**c 過疎化・高齢化する地域社会を支え、都市と農山村の共生社会をリードしていく人材の育成・確保と地域振興**

- ・新規就農の促進と定着化支援(外部からの人材確保が不可欠であり、「若者・よそ者・変わり者」の定住促進と、その定着化支援)
- ・ICTの活用普及・促進(農作業の効率化だけでなく、経営管理の強化やマーケティング、国民・消費者に向けての情報発信のため、ICTの活用は不可欠。このための相談・研修制度等の設置)
- ・実践力のある人材育成のための研修制度の拡充(優良経営体のもとでの実地教育が基本であり、優良経営体への最低3年間の委託研修事業の実施。あわせて研修生を受け入れた経営体が研修生の入植・独立後の経営を支援していく仕組みの導入)



- ・農山村での子育て・教育等推進（農山村での子育て推進と、小中学生の農山村での体験学習の増加）
- ・地域の拠点づくりによる定住環境の整備（「小さな拠点」づくりの推進とともに、直売所、農村レストラン、コンビニ等の整備）
- ・鳥獣被害対策の抜本的強化（針広混交林化やフォレスター制度の見直しを含めた抜本策の早急な実施。駆除体制の整備強化のための若年層や女性の狩猟免許保持者の増加、すみやかな解体処理を可能にするシステムの構築）
- ・分散居住の推進と大災害への安全対策（都市から農村への人口還流が必要であり、空き家の整備・活用を前提としての二地域居住等の推進）

## (2) 政策支援その他

### a 直接支払等

- ・農林地維持のための多面的公益機能に着目した交付金制度の整備（農地の多面的公益機能に着目した支援による農地の維持・管理・有効活用）
- ・農林業従事者の所得確保のための直接支払制度の総合的見直し・拡充（①経営単位を支払基準とし、②市場価格水準とのコスト差を補てんし、③既往の直接支払制度（ならし）に加えてあらたに④EU型の都市住民が享受するメリットを指標化することによって交流活動の支援をねらいとする直接支払制度を設け、これらを体系的に整序させた直接支払制度の創設）
- ・補助金交付事務の総合化などによる事務

の簡素・合理化と体制整備（「農山村支払部局」など体制整備の検討）

### b 農政等全般

- ・食料の自給率・自給力に対応した「必要農地面積」の明示（基本計画において食料自給率・自給力に対応した「必要面積」を明示し、その内数として中山間地域の農地面積を掲げる）
- ・農地中間管理機構の集積対象農地の見直し・拡充（農地中間管理機構の農地集積の対象に、緩傾斜地等にある平場と連坦する樹園地、採草放牧地等で一定の条件の下にあるものについては、中山間地域をも加える）
- ・「放牧畜産拠点整備事業（仮称）」の実施（第一段階として国の「特区制度」等を活用して放牧畜産拠点を形成し、そのうえで本格的な放牧畜産の事業展開）
- ・放牧適性品種の導入、あらたな格付制度の創出（アンガス牛等放牧適性品種の導入と、最近の国民の健康志向、赤身肉志向の増大に対応した「あらたな牛肉の格付制度」の設置。過渡的措置として現行の格付制度の中に健康機能にかかる客観的指標を織り込んでいくことの検討）
- ・フォレスターの役割拡充による森林の総合的管理と鳥獣の適正管理（フォレスターの役割を鳥獣の適正管理、観光ガイド等にも広げ、森林の総合的管理をはかる）
- ・本格的な地域農業政策の確立（全国一律農政からの脱却と、地方への大幅な権限移譲を実現していくため、2014年9月に全国

町村会が提言した「農村価値創生交付金制度（仮称）<sup>(注8)</sup>」の創設を支持)

- ・省庁間連携やポリシーミックス（縦割り行政の壁を乗り越えて、現場で実効のあがる対策が実施できるよう、国の省庁間連携と施策の総合化）
- ・国民への情報発信と受信機能の充実（国民の農林漁業についての理解獲得と都市農村交流の大々的な推進のための積極的な情報発信と、国民一般、消費者からの農業・農山村に対する積極的な要請・要望などを受信するシステムのいっそうの充実・整備）

(注8) 農村価値創生交付金は、国が政策目的の大枠と総額を決定したうえで客観性に配慮した適切な指標に基づき自治体に配分し、自治体は配分額及び政策目的の範囲内で具体的な政策を企画・実施するもの。

## 5 地域資源活用型農業のポイント

日本農林漁業振興協議会による政策提言は中山間地域農業を対象にしたものであるが、ここで「中山間地域を『日本農業の変革の“ゆりかご”』』としているように、中山間地域での農業のイノベーションが日本農業全体を変えていくことを意図してもいる。そこであらためて本政策提言で地域資源を活用した農業として特に力点を置くべきと考えた点を取り上げ、補足したい。

### (1) 放牧畜産の振興

我が国は平地に乏しく林地・山地が多いだけに、広大な山林原野（林地、里山、野草

地等）、耕作放棄地、河川敷等にある草地資源の多くは未利用のままである。特に中山間地域では草資源が豊富であり、最大の財産でもある。これを活用することによって、これまでの舎飼い・濃厚飼料による日本型畜産を、時間をかけながらも土地利用型で粗飼料自給型の放牧畜産に転換していくべきであり、放牧によって我が国の食料需給構造を大きく改変していくことを日本農業転換の要とすべきと考える。

放牧の推進による飼料自給化は、食料自給率・自給力の向上に大きく寄与することはもちろんであるが、景観の維持、鳥獣被害防止への効果も高い。またEUを先頭にして家畜福祉の流れが強まっているが、放牧は家畜福祉の基本でもあり、こうした流れへの対応をすすめることにもなる。

放牧にはさまざまな形態があるが、既に林間放牧、山地酪農、水田放牧等の取組みが部分的ではありながらも長年にわたって展開され、多くのノウハウや知見の蓄積がはかられてきており、放牧を普及・一般化していく条件は整いつつあるといえる。

また放牧の中心は大家畜である牛となるが、急傾斜地や狭い場所等については豚、羊、ヤギ等の中小家畜の活用も有効である。地形等の条件に合った畜種の導入が可能であるだけでなく、耕種農家にとっては中小家畜のほうが扱いやすいともいえる。

放牧を推進・普及していくために、まずは特区制度等を活用して放牧畜産拠点を形成し、そのうえで本格的な放牧畜産の展開をはかる。あわせて家畜のレンタル化を確

保して導入を容易にしていくとともに、赤身の肉に対する流通サイドからの評価の獲得と、このために健康機能を含めた「あらたな格付制度」を創設する等により、一定以上の消費需要を創出していく必要がある。

## (2) 地形別対応型水田農業

「日本のピラミッド」とも言われる水田が日本農業の最たる地域資源であることに異論はなからうが、人口減少時代に突入するなか、食料の安全保障を確保していくためには、水田を有効利用して耕作放棄地の発生を防止していくことが必要である。しかしながら水田の置かれた条件を等閑視し、全国で一律化した水田農業を展開することは非効率であるばかりでなく、資源の有効利用にも反することから、地形等条件に応じた水田農業を展開していかなければならない。まさに三澤のいう地形等の風土を生かすことによって、地域資源としての価値を増幅させていこうというものである。

このため棚田等傾斜地水田では、面積が狭小であり機械化が難しいことから、自給用の米生産による保全管理を主とする。そうしたなかでも景観がすぐれ都市住民が魅力を感じるような棚田等については、都市住民を積極的に巻き込んでの棚田オーナー制度や棚田トラスト等を広げていく。また地域の担い手による保全が困難な水田については、水田放牧により家畜の持つ“舌刈り”能力を活用していく。

緩傾斜地水田については、寒暖の差が大

きく良食味で高品質の米が生産されることから、消費者との連携・提携を主とした生産・販売を展開する。

平坦な水田については、低コスト化、省力化しての米生産が必要であり、集落営農も含めた大規模経営体への集積により規模拡大を推進していく。米需給情勢を踏まえて耕畜連携による飼料用米の生産や、高品質米の輸出にも取り組んでいくものとする。

## (3) 特産品化・高付加価値化

高冷地・冷涼気候等の条件を生かしての野菜・果樹生産にとどまらず、林地も含めての多様な生態系を生かして、山菜・林産物等の特産品化・産地形成も可能である。さらには6次産業化によりこれらを加工・販売して付加価値を造成していくこともできる。地域性・多様性に富む中山間地域農業ほどに大きな潜在力を秘めているといえる。

## (4) 森里海の連環そして循環

農業に必要な水は森林の存在によって供給されており、農業で利用された水は川を下り海に入って魚介類、海藻等も育てている。森里海の連環に沿った持続的循環型の農業であるとともに、森、海をも一体化して流域圏としてとらえて管理していくことが必要である。

また農産物にとどまらず、畜ふん、木材や草、海藻等を地域内で循環させていくことによって、地域資源化しバイオマスとして活用していくこともできる。

このためには大学等との連携や農商工の連携を強めていくことが求められる。大学や商店・企業等も地域資源の一つとして位置付けることができる。

### (5) 景観づくり

景観はふるさとをイメージする象徴であり、地域資源の統合体でもある。都市・農山村の交流拡大、さらには都市住民・企業との連携も含めての国民皆農を推進していくためには、景観づくりに尽力していくことは必須の条件となる。日本の里山や棚田、また農山村の家屋や町並みは、ヨーロッパのそれらとは質を異にしながらも、これに比肩するすぐれた景観を誇っている。農山村のアトラクティブな（人を引き付ける）魅力を引き出すために、国民運動としての「美しい農山漁村づくり」を展開し、放牧を含めた農業振興による農業の持つ多面的機能の発揮と併行して、住宅の色彩などの規制強化、看板広告の制限、電線の地中埋設、さらには土地利用規制の見直し等が必要とされる。

今後、外国人観光客のさらなる増加が予想され、次第に農山村に足を運ぶ人たちも多くなっていくものとみられる。景観づくりにはぎわいを作っていくためにも、ますます重要な要件となろう。

## 6 日本農業辺境論そして コミュニティ農業

今、「攻めの農業」による所得増加が最大

の眼目とされ、政府はもちろんのこと、農協系統もこれへの取組みを最優先している。本政策提言を含めての上で見た主張はこれを否定するものではないが、もっと中長期的な視点に立って抜本的・総合的な政策の必要性を訴えるものである。

日本農林漁業振興協議会の政策提言での中山間地域農業がこれからの日本農業をリードしていくことになるとの認識は筆者のいう「日本農業辺境論」と基を一つにするものである。そして地域資源を活用しての農業を支えていくためにはコミュニティ農業としての展開をはかっていくことが条件となる。

### (1) 日本農業辺境論

「日本農業辺境論」といえば内田樹著『日本辺境論』がすぐに連想されるであろう。一つがまさに内田のいう「日本辺境論」の農業版である。「日本辺境論」の核心となるのが、「常にどこかに『世界の中心』を必要とする辺境の民、それが日本人なのだ」との認識である。欧米並みに大規模面積で大農機具を使っての効率的な農業でなければ農業ではない、との固定観念にも似た意識は根強い。近代的大規模農業への信仰は明治開国以来連綿として継続され、日本農業は常に劣等意識をもって眺められてきたといっている。近年、グローバル化が加速するのにもなって劣等意識は増幅され、経済原理主義を徹底し、市場化・自由化・国際化にさらすことによって日本農業の構造改革をすすめるようとしている。「攻めの農林

水産業”によって規模拡大して、農業先進国にキャッチアップする。その差が大きいだけに、成長の余地は大きい。農業の成長産業化を目指す、という筋書きである。そこには気候風土、地理的条件等大陸とは大きく異なるわが国が置かれた環境・条件を反映させた、日本型の農業があつてしかるべき、との認識が入り込む余地はない。これはあくまでこれまでの農政・農学等を揶揄しての「日本農業辺境論」であつて、筆者の本意とするものではない。

もう一つの「日本農業辺境論」こそが、辺境にこそ日本農業を変革する胎動が芽生えつつあるという事実からのものである。若者の田園回帰現象に現実に遭遇する機会が増えるとともに、「農山村は消滅しない」取組みが散見される。中山間地域が小規模・分散性という“弱み”を逆手にとり、文化・伝承等も一体化させた地域特性を生かした農業を展開することによって、都市住民・消費者を引き付けている事例も少なくない。

ここでロドルフ・デュランとジャン＝フィリップ・ベルニユによる、海賊に着目して資本主義の歴史を解明しようとした『海賊と資本主義』なる好著に触れておきたい。そこでの「中央組織とは異なる発想、独自のルールや、所有について考えがあつたからこそ、彼ら（海賊）はマージナルな空間、まだ規格化されていないグレーゾーンで生きる事を選んだのではないだろうか」「古代の海賊は、盗賊、都市国家の敵、無法者という比較的単純な存在であつたが、近代以

降の海賊組織は様相が異なる。刻々と変わる資本主義の影響を受け、ある種、公益を守る存在となつたのだ。ここでいう公益性とは、資本の流れの独占化を阻み、新しいモデルを示すことを意味する<sup>(注9)</sup>」等の指摘はきわめて示唆的であり注目に値する。

中山間地域農業だけでなく、都市農業、有機農業も含めて、いずれも“本流”の農業ではなく、“辺境”であり“海賊”といつて差し支えない。これらが日本農業変革の“ゆりかご”となることが期待される。日本農業をけん引していくのは“攻めの農林水産業”以上に、これら“海賊”かもしれない。さらに言えば、これまでの欧米、そしてブラジルやオーストラリア等の新大陸を“中心”とする分業的農業関係を改変して、食料主権を尊重し共生可能な農業を基本にしていくことが望ましいと考えるが、その場合には、日本農業は“辺境”から変わって世界農業の“中心”の一つとしてモデル的役割を担っていくことにもなる。

(注9) ロドルフ・デュラン、ジャン＝フィリップ・ベルニユ『海賊と資本主義』98頁

## (2) コミュニティ農業

地域資源活用型農業が成立していくためには、国民・消費者の国内農産物の購入と政策支援についての理解という二重の意味での支持を獲得していくことが要件となる。

このためには人と人との関係性、人と自然との関係性を重視した農業を展開していくことが必須であり、これを重視していく農業をコミュニティ農業と呼んでいる。コミュニティ農業の基本要件は2つで、1つ

は生産者と消費者の顔と顔の見える関係を基本に、再生産を可能にする価格での購入を確保していくものである。もう1つが有機農業をはじめとする環境保全型農業によって持続可能で循環型の農業を展開していくことである。これによって消費者の安全・安心・健康ニーズに対応していくと同時に、環境負荷の低減をはかっていくことになる。

## 7 地域循環そして地域自給圏創出へ

本稿は地域農業を基本に地域資源の有効活用を中心に展開してきたが、商工業さらには“暮らし”という視点もあわせて考えていくことが重要である。詳細については別の機会に譲らざるを得ないが、農業と暮らしは一体であり切り離して考えることは不可能でもあり、ごく要点のみ簡記する。

まず地域資源の商品化は大きな潜在力を秘めているが、同時に商品化はできなくてもこれを自らの生活の領域で活用していくことが可能なものは多い。食用や薬用として利用可能な野草や雑草がたくさんあることはその一例である。

これらの生活面での利用は所得の確保にはつながらないが、外部購入を減らし生活費を切り詰めることを可能にする。

そしてこのような生活は地域循環を促し、自給部分を膨らませていくことになる。これまでの現金による外部購入依存から、ゆるやかに現金経済とは距離を保ちながらも贈与の世界を増やしていくことになる。

また地域資源を生かし、地域循環をはかっていくところに、その地域ならではの文化や芸能、伝統や伝承等が形成されてきたともいえる。

このように生活・暮らしの領域での地域資源の活用が、農家経済の自立を支えるとともに、そこで育まれた地域文化が消費者・都市住民を魅了し、都市農村交流や産消提携等を促していくという循環が形成されることになる。

農業・生産だけでなく暮らしも含めて、地域全体で循環と自給部分を膨らませて地域自給圏を形成していくことは、地域の自立を促し地域に対する誇りを与えることにもなる。<sup>(注10)</sup>そしてこれこそが究極の地域資源活用の姿であり到達点でもある。地方創生への取組みが展開されてはいるが、地方創生の目指すべき方向は地域自給圏の創出にあると考える。<sup>(注11)</sup>

(注10) 小貫雅男・伊藤恵子は週休5日制のワークシェアリングによる三世代「菜園家族」を基調とするCFP複合社会(C=資本主義セクター、F=家族小経営セクター、P=公共的セクター)の形成による社会地域循環型経済システム構築の構想を打ち出している。また内橋克人はFEC自給圏構想を打ち出している(FはFood(食料)、EはEnergy(エネルギー)、CはCare(介護・福祉))。筆者はこれにEducation(教育)、Environment(環境)、Culture(文化)を付け加えてF3E2Cとしたい。

(注11) 山形県置賜郡域内の3市5町で「置賜自給圏推進機構」を14年8月に立ち上げ、①地産地消に基づく地域自給と圏内流通の推進、②自然と共生する安全・安心の食と農の構築、③教育の現場での実践、④医療費削減の世界モデルへの挑戦、に取り組みつつある。

## おわりに

地域資源活用型農業は自立経営を基本に取り組み、究極的には自給圏を創出していくことにまでつながってくるものであり、政策支援に依存するものではないが、政策支援なくしての展開は困難であることもまた確かである。政策支援は国民・消費者の理解・納得の獲得が可能なものではなくてはならず、同時に農業者の自立心や誇りを喪失させるものであってはならない。

そこで最後に日本農林漁業振興協会による政策提言で、農地の「多面的公益機能」に着目した交付金制度の整備を求めていることに触れておきたい。これは食料の安定供給、国土保全、水源涵養、景観形成、文化継承等を「多面的機能」という以上に、「公益機能」として公共性に着目して評価し直すことによって、農業者を国土の保全管理人として位置づけ、その管理費を直接支払として受け取ることを主旨とする。補

助金という“ほどこし”ではなく、あくまで“百姓仕事”に対する正当な報酬として交付されるところに眼目がある。

これを含めて所得確保のための直接支払制度の総合的見直しが必要であることを強調しておきたい。

### <参考文献>

- ・内田樹 (2009)『日本辺境論』新潮社
- ・小田切徳美 (2014)『「活力創造プラン農政」と地域政策』『ポストTPP農政』農山漁村文化協会
- ・小田切徳美・藤山浩編著 (2013)『地域再生のフロンティア』農山漁村文化協会
- ・小貫雅男・伊藤恵子 (2013)『静かなるレボリューション』お茶の水書房
- ・佐々木雅幸・川井田祥子・萩原雅也編著 (2014)『創造農村』学芸出版社
- ・髙谷栄一 (2004)『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・髙谷栄一 (2013)『共生と提携のコミュニティ農業へ』創森社
- ・髙谷栄一 (2014)『地域からの農業再興』創森社
- ・桧垣徳太郎 (1998)『農業・農村に未来はあるか』地球社
- ・ロドルフ・デュラン、ジャン=フィリップ・ベルニュ (2014)『海賊と資本主義』阪急コミュニケーションズ

(つたや えいいち)

